

東日本大震災により被災された皆様へ

財形持家転貸融資震災特例措置融資対象住宅の拡充のお知らせ

東日本大震災により被害にあわれた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、被災された勤労者の方が住宅取得等のため、新たに財形持家転貸融資のお申込みをされる場合に、貸付金利の引き下げ等の特例措置を行っておりますが、この度、本特例措置の融資対象住宅の範囲を以下のとおり拡充することといたしました。

【ご利用できる方】

<住宅の建設・購入の場合>

次の1、2又は3のいずれかに該当する方が対象となります。

- 1 財形持家転貸融資が利用できる勤労者のうち、東日本大震災で、災害発生時に所有又は居住していた住宅が被害を受けたことにより新たに住宅を建設・購入しようとしており、当該住宅の被害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」を提出できる方
- 2 財形持家転貸融資が利用できる勤労者のうち、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示区域内の住宅に代わる住宅（原子力災害代替住宅）を建設・購入しようとする方で、かつ、平成23年3月11日時点で居住していた住宅の存する区域が、お申込日現在、避難指示区域に該当していることを確認できる書類（被災証明書の写しや住民票の写し等）を提出できる方
- 3 その他以下の全ての要件を満たす方。

- (1) 財形持家転貸融資が利用できる勤労者のうち、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示・解除区域内の住宅に代わる住宅（避難指示・解除区域原子力災害代替住宅）をその区域を含む市町村の区域内に建設又は購入しようとする方。
- (2) 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示・解除区域内の住宅に平成23年3月11日から避難指示区域となった日までの間のいずれかの日において居住していたことを確認できる書類（被災証明書の写しや住民票の写し等）を提出できる方。

<住宅の補修の場合>

財形持家転貸融資が利用できる勤労者のうち、東日本大震災で、災害発生時に所有していた住宅が被害を受けたことにより住宅を補修する方で、「り災証明書」を提出できる方（ただし、原子力災害代替住宅、被災親族同居住宅は対象外となります。）

【融資の種類と対象となる住宅・土地】

- ◎住宅の新築資金（土地の取得・整備資金を含む）
- ◎新築住宅の購入資金
- ◎中古住宅の購入資金
- ◎住宅の補修資金

【融資限度額】

次の1、2のいずれか低い額となります。

- 1 申込日における一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の残高（合計）の10倍の額（最高4,000万円）
- 2 住宅の新築、購入に必要な額及び土地の取得（整備を含みます。）に必要な額（所要額）の90%の額又は住宅の補修に必要な額（所要額）の90%の額

※ 融資の額は50万円以上とし、10万円未満の端数は切り捨てることとします。

【返済期間】

最長35年以内（住宅の種類、お申込時の年齢により返済期間が変わります。）

ご希望により、お借入日から5年以内（補修の場合は1年以内）の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます。

※ 住宅の建設・購入をされる方が元金据置期間を設定した場合には、据置期間分、返済期間が延長されます。

【貸付金利】

区分	対象期間	適用金利
融資額3,060万円以下の額 (※1)	お借入日から 5年目まで	0.00%
	6年目から 10年目まで	5年経過後の(独)住宅金融支援機構の災害復興住宅融資金利及び通常金利(※2)をもとに算定した金利を基準として貸付金利を設定
	11年目以降	10年経過後の通常金利を適用 (以後5年経過ごと見直し)
融資額3,060万円を超える額 (※1)	全返済期間	お申込日の通常金利を適用 (以後5年経過ごと見直し)

※1 被災親族同居の場合は3,690万円が限度となります。

※2 通常金利=年0.86%（5年間固定金利、平成27年4月1日時点）

なお、金利は、四半期ごと（4月、7月、10月、1月）に改定し、その時点における災害復興住宅融資金利を基準として算出いたします。

【お申込期限】

平成30年3月31日まで

※1 東日本大震災に係る建築制限がかけられている地域において上記期限までに建設することができない場合は、建築制限解除後6か月以内まで

※2 原子力災害代替住宅を取得する場合は、平成24年8月1日から避難指示が解除される日まで
(避難指示区域によって避難指示の解除時期が異なる場合は、申込受付期間の終期も異なりますのでご注意ください。)

※3 避難指示・解除区域原子力災害代替住宅を取得する場合は、申込受付期間の終期を定めない。

【お申込先】

お申込先は勤労者の方の状況により異なりますので、勤務先の福利厚生担当者等にご確認ください。

- ① 勤務先事業主自らが従業員に対して財形持家転貸融資を行う場合
→ 勤務先事業主
- ② 勤務先事業主が加入する事業主団体を通じて財形持家転貸融資を行う場合
→ 事業主団体
- ③ 勤務先事業主が福利厚生会社に出資している場合
→ 福利厚生会社（財形住宅金融(株)）

※ 財形持家転貸融資のご利用条件等詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡いただくか、ホームページ（<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/loan/loan01.php>）をご覧ください。

お問い合わせ先
独立行政法人 勤労者退職金共済機構
勤労者財産形成事業本部 管理課 審査・融資係
<電話番号>
0120-989-534（通話料無料）
03-6731-2935